柏崎市介護予防・日常生活支援総合事業のうち第1号介護予防支援事業に要する費用の額の算定に関する基準を定める要綱(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の63の第1項第1号の規定に基づき、第1号事業(新潟県柏崎市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例(平成29年条例第10号)第4条第1号に規定する事業をいう。)のうち、第1号介護予防支援事業に要する費用の額の算定に関する基準について、必要な事項を定めるものとする。

(費用の額の算定)

第2条 第1号介護予防支援事業に要する費用の額は、別表に定める 単位に10円を乗じて算定するものとする。

(委任)

- 第3条 この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。 附 則
 - この要綱は、令和元年10月1日から施行する。 附 則
 - この要綱は、令和3年4月1日から施行する。 附 則
 - この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

第1号介護予防支援事業に要する費用の額の算定に関する基準

介護予防ケアマネジメント費

介護予防ケアマネジメント費は、柏崎市地域包括支援センターが、利用者に対して第1号 介護予防支援事業を行った場合に、所定単位数を算定する。

利用者が月を通じて介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護(短期利用介護予防居宅介護費を算定する場合を除く。)若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護(介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費を算定する場合を除く。)を受けている場合は、当該月については、介護予防ケアマネジメント費は、算定しない。

- 第1 介護予防ケアマネジメントA
 - 1 介護予防ケアマネジメントA費 (1月につき) 442単位
- 注1 利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合に、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。
 - (1)虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的に 開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
 - (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 注2 感染症や非常災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合に、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

ただし、令和7年3月31日までの間は減算を適用しない。

- 2 初回加算 300単位
- 注 柏崎市地域包括支援センターにおいて、新規に介護予防サービス計画を作成する利 用者に対し介護予防ケアマネジメントを行った場合については、初回加算として、1月 につき所定単位数を加算する。
- 3 委託連携加算 300単位
 - 注 柏崎市地域包括支援センターが利用者に提供する介護予防ケアマネジメントを指定居 宅介護支援事業所(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11 年厚生省令第38号)第2条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。以下同 じ。)に委託する際、当該利用者に係る必要な情報を当該指定居宅介護支援事業所に提供 し、当該指定居宅介護支援事業所における介護予防ケアプランの作成等に協力した場合 は、当該委託を開始した日の属する月に限り、利用者1人につき1回を限度として所定 単位数を加算する。
- 第2 介護予防ケアマネジメント C
 - 1 介護予防ケアマネジメント C 費 (初回のみ) 100単位